

お知らせ

パートⅣ

都市

都市計画案の概要縦覧と公聴会の開催

都市計画は、おおむね5年ごとに県が実施する都市計画基礎調査などにより、必要に応じて変更することとされています。これは、社会経済情勢の変化に適切に対応するためです。

現在、県および印西都市計画区域（印西市・白井市）の各市では、平成27年度中の決定を目標に、都市計画区域の整備、開発および保全の方針（千葉県決定）などの変更案を作成しています。

今後、都市計画案を作成する上で参考とするため、みなさんからのご意見を伺いたく、都市計画区域の整備、開発および保全の方針などの都市計画変更に関する案の概要の縦覧と公聴会を開催します。

●種類。
▼都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更▼区域区分の変更▼都市計画区域の変更（県決定）。

●縦覧期間：6月2日（火）～16日（火）午前8時30分～午後5時15分。
※土曜日、日曜日を除く。

●縦覧場所：各市都市計画課および千葉県県土整備部都市整備局都市計画課。

【公聴会の開催】
時7月12日（月）午後2時30分。
※公述の申し出がない場合は、公聴会は中止となります。

場中央駅前地域交流館2号館会議室5（中央南）。

印西市都市計画区域内（印西市・白井市）に住所がある人（法人を含む）、利害関係がある人。
6月2日（火）～16日（火）（消印有効）までに、本都市計画案の概要について公述を希望する人は、

コスモスの種を無料配布します



一面じゅうたんのように咲き誇るコスモス
うるおいのある美しいまちを目指し、市の花、コスモスの種を配布します。

時6月1日（月）～午前9時～午後5時（土曜・日曜日、祝祭日を除く）。

場【団体】都市整備課窓口（市役所別館1階）。
【個人】市役所総合案内窓口、各支所・出張所窓口。
※詳しくは下記まで。

問都市整備課（☎内線746・747）。

道路上の穴や障害物を見つけたら

市では日ごろより、道路パトロールを実施し、通行の安全に努めているところですが、もし、道路の穴や障害物、側溝の破損などを発見した場合は、左記までご連絡ください。

問土木管理課維持班（☎内線797・798）。

公述申出書に住所、氏名などを記入し、意見の要旨を添え、あて先を知事とし、都市計画課に郵送、または持参してください（公述申出書の様式は、都市計画課にあります）。

※希望者多数の場合は抽選。
※結果は本人に通知。
※公述された意見の要旨と、その意見に対する県の考え方を、公聴会終了後、県ホームページに掲載予定。

公聴会の傍聴

定30人。

問直接会場で（先着順）。

問都市計画課計画班（☎内線766）、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課（☎043-223-3376）。

地区計画の区域内で建築などをするとときには

地区計画とは、良好な市街地の環境を形成・保全するために定められた、それぞれの地区の特性を活かしたまちづくりのルールです。建築物を建築する場合や、車庫や外構などの工作物を建設する場合は、そのルールに基づき定められた具体的な地区整備計画（建物の用途、敷地の大きさ、壁面の位置、建物の高さ、塀の高さなど）に適合する必要があります。

地区計画区域内で建築行為などを行う場合は、工事着手30日前までに「地区計画の届出」が

屋外広告物を表示するときは

屋外広告物は、暮らしに役立つさまざまな情報を提供するほか、まちの景観の一つとして、賑わいや活気を演出します。

しかし、無秩序に広告物が表示されるとまちの景観を損ねるだけでなく、適正な維持管理が行われなければ、交通の妨げや、時には歩行者などに危害をおよぼし、思わぬ事故につながる場合があります。

良好な景観の形成や保全、公衆に対する危害防止のため、広告物を表示する場合には、屋外広告物法および県屋外広告物条例に基づく許可が必要です。

問都市計画課計画班。

吹付けアスベストの分析調査費用に対する補助制度

●対象建築物：市内にある建築物のうち、人が居住・執務・出入りする空間などに、アスベスト吹付け材を使用する可能性のある民間建築物。

問補助対象建築物の所有者（マンションなどの共有部分については、区分所有者の団体の管理者または管理組合法人の理事）。
※申請者に市税の滞納があった場合は対象となりません。

●対象事業：補助対象建築物内

で、人が活動することが想定される空間にある壁、柱、天井などに露出して吹き付けられた建材中に、アスベストが含有しているかを判別するための分析調査。

住宅・建築物耐震改修促進事業補助制度

市では、「印西市耐震改修促進計画」に基づき、建物の耐震診断などを行う場合にその費用の一部として補助金を交付します。

●補助額：補助対象建築物一棟ごとに算定し、分析調査費用に相当する額（補助率100%）。

問1～2棟程度。申請が、予算額25万円（1,000円未満切り捨て）を超えた時点で締め切り。

●募集期間：11月末日まで。

問必ず事業着手前に左記まで相談の上、申請手続きを行ってください。（事後申請不可）。

問建築指導課住宅班（☎内線7

●対象建築物・事業：市内の築後10年以上が経過する建物の耐震診断（現地調査を行わない簡易診断も対象）、耐震改修設計、耐震改修工事。

※事業の実施については、建物の規模・構造・用途に適切な専門の建築士に依頼する必要があります。

問建築指導課住宅班。

●対象建築物・事業：市内の築後10年以上が経過する建物の耐震診断（現地調査を行わない簡易診断も対象）、耐震改修設計、耐震改修工事。

※事業の実施については、建物の規模・構造・用途に適切な専門の建築士に依頼する必要があります。

問建築指導課住宅班。

●募集期間：11月末日まで。

※補助金申請額の合計が予算額を超えた時点で締め切りとなります。

問必ず事業着手前に左記まで相談のうえ申請手続きを行ってください（事後申請不可）。

※詳しくは左記まで。

問建築指導課住宅班。

●住宅・建築物耐震改修促進事業補助制度 補助金額と補助率●

建築物の 種類	補助対象事業		上限額		補助率	1棟当たり 補助金の上限額 (消費税込額)
	場所	事業の種類	mあたり 費用上限	1棟当たり 費用上限		
一戸建ての 住宅	市全域	①耐震診断	100,000 円		2/3 以内	66,000 円
		②簡易診断	30,000 円			20,000 円※3
		③耐震改修設計	100,000 円			66,000 円
		④耐震改修工事	660,000 円		23%以内	151,000 円
	沿道 ※2	⑤耐震診断	2,000 円	200,000 円	2/3 以内	133,000 円
		⑥簡易診断	30,000 円			20,000 円※3
		⑦耐震改修設計	100,000 円			66,000 円
		⑧耐震改修工事	300,000 円			200,000 円
長屋・ 共同住宅	市全域	⑨耐震診断	2,000 円	200,000 円	2/3 以内	133,000 円
		⑩耐震改修設計	100,000 円			66,000 円
		⑪耐震改修工事	900,000 円		23%以内	207,000 円
	沿道 ※2	⑫耐震診断	2,000 円	400,000 円	2/3 以内	266,000 円
		⑬耐震改修設計	100,000 円			66,000 円
		⑭耐震改修工事	450,000 円			300,000 円
そのほかの 建築物 (事務所、 店舗など)	市全域	⑮耐震診断	2,000 円	400,000 円	2/3 以内	266,000 円
		⑯耐震改修設計	200,000 円			133,000 円
		⑰耐震改修工事	1,300,000 円		23%以内	299,000 円
	沿道 ※2	⑱耐震診断	2,000 円	800,000 円	2/3 以内	533,000 円
		⑲耐震改修設計	200,000 円			133,000 円
		⑳耐震改修工事	600,000 円			400,000 円

※1 補助金は1,000円未満切り捨て。

※2 沿道とは、印西市地域防災計画で定める緊急輸送道路（国道464号、国道356号、県道千葉竜ヶ崎線、一部の市道）を閉塞する恐れがあるもの。

※3 ②⑥の簡易診断は、現地調査を行わないもの。